

「国債振替決済制度の参加者口座および顧客口座の開設基準ならびに
間接参加者および外国間接参加者の承認基準」 中一部改正

- 2. (2) を横線のとおり改める。
 - (2) 当該申出者が参加者になることにより、国債振替決済制度の信用が害され、またはその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。
 - (1)の要件を踏まえ、具体的には、7. に規定する証券清算・決済機構および資金清算機関（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第611項に規定する資金清算機関をいう。以下同じ。）の中から承認する。
- 別紙を次のとおり改める（全面改正）。

申出者の財産の状況に関する基準の細目

1. 申出者にかかる直前の決算（中間決算を含む。）期末の計数（申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合には、開業後3年間の各決算（年度決算に限る。）期末の見込み計数）について、別紙1および別紙2の基準を満たす場合には、申出者の財産の状況に問題がないものとして取扱う。ただし、申出者が別紙1および別紙2の基準を満たす場合であっても、申出者の経営の内容（直前の決算（中間決算を含む。）期末以後の状況変化を含む。）に照らして、別紙1および別紙2の基準を満たす状態を維持することが困難であると日本銀行が認めるときは、この限りでない。

2. 申出者が、組織再編により現に参加者（顧客口座を開設することができる者に限る。以下同じ。）、間接参加者または外国間接参加者（以下「参加者等」という。）である者の事業の全部を承継する場合（現に参加者等である者が金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人である場合には、申出者が、当該外国法人の在日拠点の事業の全部を承継する場合を含む。）であって、申出者が参加者等になることが、当該現に参加者等である者の参加者等たる地位の存続と同視し得ると日本銀行が認めるときは、別紙1および別紙2の基準を適用することなく、申出者の財産の状況に問題がないものとして取扱う。

組織再編とは、次に掲げる行為またはその組合せをいう。

- (1) 合併
- (2) 会社分割
- (3) 事業の全部譲渡

3. 申出者が、参加者から間接参加者となる場合または間接参加者から参加者となる場合（参加者と間接参加者とを兼ねることとなる場合を含む。）にあつては、2. に準じて取扱う。

申出者が参加者または間接参加者となることを希望する場合

1. 申出者が銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第47条に規定する外国銀行支店を除く。）、長期信用銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫および労働金庫連合会である場合

(1) 自己資本の充実

イ. 連結および単体自己資本比率^(注)が、法令により定められた水準を満たすこと。また、法令により資本バッファ規制およびレバレッジ比率規制が適用される場合には、資本バッファ比率およびレバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

(注) 申出者が属する業態にかかる各業法に基づき算出された連結および単体自己資本比率をいう。

ロ. 申出者の親会社が銀行持株会社である場合には、イ. に加え、当該銀行持株会社の連結自己資本比率^(注)が、法令により定められた水準を満たすこと。また、法令により資本バッファ規制およびレバレッジ比率規制が適用される場合には、資本バッファ比率およびレバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

(注) 「銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成18年金融庁告示第20号）に基づき算出された連結自己資本比率をいう。

ハ. イ. およびロ. において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、イ. またはロ. に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。

(2) 総損失吸収力および資本再構築力にかかる健全性

- イ. 法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制が適用される場合には、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。
- ロ. 申出者の親会社が銀行持株会社である場合において、当該銀行持株会社につき、法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制が適用されるときは、イ. に加え、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。
- ハ. イ. およびロ. において、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、イ. またはロ. に定める基準を満たすものとみなす。

2. 申出者が銀行法第 47 条に規定する外国銀行支店である場合

(1) 自己資本の充実

- イ. 申出者を有する外国銀行がその母国において「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（平成 22 年 12 月バーゼル銀行監督委員会。以下別紙 1 において「バーゼル III」という。）に基づき定められた法令による規制の適用を受ける者である場合には、自己資本比率^(注)が母国の法令により定められた水準を満たすこと。また、当該外国銀行の母国の法令により資本バッファ規制およびレバレッジ比率規制が適用される場合には、資本バッファ比率およびレバレッジ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

(注) 申出者を有する外国銀行の母国においてバーゼル III に基づき定められた法令による規制に基づき算出された自己資本比率をいう。

- ロ. 申出者を有する外国銀行がその母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（昭和 63 年 7 月バーゼル銀行監督委員会。以下別紙 1 において「バーゼル I」という。）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（平成 16 年 6 月バーゼル銀行監督委員会。以下別紙 1 において「バーゼル II」という。）に基づき定めら

れた法令による規制の適用を受ける者である場合には、自己資本比率^(注)が母国の法令により定められた水準を満たすこと。

(注) 申出者を有する外国銀行の母国においてバーゼル I またはバーゼル II に基づき定められた法令による規制であって、申出者を有する外国銀行が現に適用を受けるものに基づき算出された自己資本比率をいう。

ハ. 申出者を有する外国銀行がイ. またはロ. のいずれにも該当しない者である場合には、銀行法に準じて算出された自己資本比率が同法により定められた水準を満たすこと。また、同法に準じて算出された資本バッファ比率およびレバレッジ比率が、同法により定められた水準を満たすこと。

ニ. イ. およびハ. において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、イ. またはハ. に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。

(2) 総損失吸収力および資本再構築力にかかる健全性

イ. 申出者を有する外国銀行につき、その母国の法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制が適用される場合には、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

ロ. イ. において、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、イ. に定める基準を満たすものとみなす。

3. 申出者が金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（同法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）である場合

(1) 自己資本の充実

イ. 単体自己資本規制比率^(注)が 140%以上であること。

(注) 金融商品取引法第 46 条の 6 第 1 項に規定する自己資本規制比率をいう。

ロ. 申出者が川上連結先（金融商品取引法第 57 条の 2 に規定する特別金融商

品取引業者の場合において、その親会社が同法第 57 条の 12 に規定する最終指定親会社であるものをいう。ハ. において同じ。) である場合には、イ. に加え、(イ) 連結自己資本規制比率^(注1) が法令により定められた水準を満たすこと、または、(ロ) 連結自己資本規制比率^(注2) が 140% 以上であること。

(注 1) 「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(平成 22 年金融庁告示第 130 号。以下「川上連結告示」という。) 第 2 条および第 3 条に基づき算出された連結自己資本規制比率をいう。

(注 2) 川上連結告示第 4 条に基づき算出された連結自己資本規制比率をいう。

ハ. 申出者が川上連結先である場合には、イ. およびロ. に加え、資本バッファ比率およびレバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

ニ. 申出者が金融商品取引法第 57 条の 2 に規定する特別金融商品取引業者の場合において、その親会社が同法第 57 条の 12 に規定する最終指定親会社でないときは、イ. に加え、連結自己資本規制比率^(注) が 140% 以上であること。

(注) 「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(平成 22 年金融庁告示第 128 号) 第 2 条に基づき算出された連結自己資本規制比率をいう。

ホ. ハ. において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、ハ. に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。

(2) 総損失吸収力および資本再構築力にかかる健全性

イ. 法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制が適用される場合には、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

- ロ. 申出者の親会社が金融商品取引法第 57 条の 12 に規定する最終指定親会社である場合において、当該最終指定親会社につき、法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制が適用される時は、イ. に加え、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。
- ハ. イ. およびロ. において、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、イ. またはロ. に定める基準を満たすものとみなす。

4. 申出者が保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する保険会社である場合

- (1) 申出者ならびに申出者およびその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率^(注)が 200%以上であること。

(注) 保険業法第 130 条に規定する保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準をいう。

- (2) 申出者の親会社が保険持株会社である場合には、(1)に加えて、当該保険持株会社およびその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率^(注)が 200%以上であること。

(注) 保険業法第 271 条の 28 の 2 に規定する保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準をいう。

5. 申出者が法第 2 条第 2 項に規定する振替機関（日本銀行を除く。）である場合

財産の状況が、法に基づいて申出者に適用される財務の健全性基準を満たすこと。

6. 申出者が金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関お

よび資金決済に関する法律第2条第11項に規定する資金清算機関である場合

申出者の財産の状況に照らし、申出者がその業務を健全に遂行することが困難と認められる特段の事情がないこと。

申出者が外国間接参加者となることを希望する場合

1. 申出者がその母国において「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（平成 22 年 12 月バーゼル銀行監督委員会。以下別紙 2 において「バーゼル III」という。）に基づき定められた法令による規制の適用を受ける者である場合

(1) 自己資本の充実

- イ. 自己資本比率^(注 1)が、申出者の母国において申出者に適用される法令により定められた水準を満たすこと。また、申出者の母国において申出者に適用される法令により資本バッファ規制およびレバレッジ比率規制が適用される場合には、資本バッファ比率^(注 2)およびレバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

(注 1) 申出者の母国においてバーゼル III に基づき定められた法令による規制に基づき算出された自己資本比率をいう。

(注 2) 自己資本比率のうち申出者の母国において申出者に適用される法令において資本バッファとして取扱うことが認められる自己資本部分にかかる比率またはこれに準ずるものをいう。

- ロ. イ. において、資本バッファ比率が申出者の母国において申出者に適用される法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、イ. に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。
- (2) 総損失吸収力および資本再構築力にかかる健全性

- イ. 申出者の母国の法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制が適用される場合には、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。
- ロ. イ. において、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情が

ないときは、イ．に定める基準を満たすものとみなす。

2. 申出者がその母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(昭和 63 年 7 月バーゼル銀行監督委員会。以下別紙 2 において「バーゼル I」という。)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」(平成 16 年 6 月バーゼル銀行監督委員会。以下別紙 2 において「バーゼル II」という。)に基づき定められた法令による規制の適用を受ける者である場合

自己資本比率^(注)が、申出者の母国において申出者に適用される法令により定められた水準を満たすこと。

(注) 申出者の母国においてバーゼル I またはバーゼル II に基づき定められた法令による規制であって、申出者が現に適用を受けるものに基づき算出された自己資本比率をいう。

3. 申出者がその母国においてバーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III に基づき定められた法令による規制の適用を受けない者である場合^(注)

(注) 申出者の母国において当該法令による規制が存在しない場合を含む。

財産の状況が、申出者の母国において法第 44 条第 1 項第 13 号に規定する免許または登録その他これに類する処分に関して申出者に適用される財務の健全性基準を満たすこと。